

平成 24 年(2012 年)7 月 2 日

明石市競争入札等参加資格者 各位

明石市財務部契約課

入札制度の改正について

みだしのことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

1 改正の目的

本市では、建設工事に係る一般競争入札等において、予定価格等の事前公表が建設業者の見積努力を損なわせている可能性があることや、くじ引きが多発しているといった事実があることから、平成 22 年 7 月 1 日より設計金額 5,000 万円以上の建設工事について予定価格及び低入札調査基準価格の事後公表を試行実施しております。この度、適正な積算による入札をさらに促進するため、事後公表の試行範囲を設計金額 2,500 万円以上まで拡大します。

また、工事成績を入札参加要件とする工事の発注基準について、平成 23 年度までの入札状況の検証を行った結果、工事成績優良業者対象工事において十分に競争性が発揮されていないと考えられる案件が見受けられたため、より適正な入札の促進を図るため、参加要件等の一部見直しを行います。

2 改正の内容

(1) 建設工事の競争入札における予定価格等の事後公表の試行範囲の拡大について

現在、設計金額 5,000 万円以上の建設工事の競争入札において予定価格及び低入札調査基準価格の事後公表を試行実施しておりますが、設計金額 2,500 万円以上の建設工事の競争入札まで予定価格及び低入札調査基準価格の事後公表の試行範囲を拡大します。

なお、事後公表を試行する案件以外の建設工事については、引き続き予定価格等を事前公表します。

(2) 工事成績を入札参加要件とする工事の発注基準について

平成 24 年度における工事成績を入札参加要件とする工事の発注にあたり、より適正な入札を促進するため、発注基準を一部改正します。

・主な改正点

工事区分	改正後	現行
工事成績優良業者対象工事	① 工種毎の発注件数は各工事成績優良業者数の 2 分の 1 とする。 ※小数点以下は切り捨て。	① 工種毎の発注件数は下記㉞又は㉟のうち多い方の数 ㉞ 前年度発注件数の 5% (上限:工事成績優良業者数) ㉟ 工事成績優良業者数の 2 分の 1 ※小数点以下は切り上げ。
	② 予定価格及び低入札調査基準価格はすべて事後公表	② 予定価格等及び低入札調査基準価格は設計金額 5,000 万円以上のものを除き事前公表
	③ 優良業者認定条件として、3年間で 2 件以上の工事成績の平均点により認定	③ 優良業者認定条件として、3年間で 1 件以上の工事成績の平均点により認定

3 実施時期 平成 24 年 7 月 1 日以降に公告する案件から適用します。